

公益財団法人 日本サッカー協会  
2019 年度 臨時評議員会

決議事項

1. 評議員 4 名 選任の件

以下の評議員の退任により、それぞれ評議員推薦加盟団体から推薦された以下 4 名を、評議員として選任したい。

(1) 公益社団法人栃木県サッカー協会

退任する評議員：糸井 朗（いとい あきら）／前専務理事

選任する評議員：鈴木 勇（すずき いさむ）／専務理事

(2) 一般社団法人石川県サッカー協会

退任する評議員：西尾 真友（にしお まとも）／前会長

選任する評議員：小石 一寛（こいし かずひろ）／会長

(3) 一般社団法人日本女子サッカーリーグ

退任する評議員：田村 貢（たむら みつぐ）／専務理事

選任する評議員：羽生 英之（はにゅう ひでゆき）／理事

(4) 公益財団法人全国高等学校体育連盟

退任する評議員：滝本 寛（たきもと ひろし）／サッカー専門部長

選任する評議員：玉生 謙介（たまにゅう けんすけ）／サッカー専門部副部長

なお、選任する評議員の任期は、退任する評議員の任期満了の時（2023 年 3 月）までとなる。

2. 特定非営利活動法人日本サッカー指導者協会 加盟の件

加盟団体規則第 14 条の規定に基づき、関連団体として特定非営利活動法人日本サッカー指導者協会の適格性を理事会において審査した結果、認定したい。

なお、同条第 4 項の規定に基づき、評議員会において特別の利害関係を有する評議員を除く 3 分の 2 以上の多数をもって決議されなければならない。

<加盟団体規則>

第 14 条（新たな各種の連盟及び関連団体の認定）

2 本協会は、必要に応じ、日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益を代表し、以下の全ての要件を満たす団体を、第 13 条に定める関連団体として新たに認定することができる。

(1) 唯一の統括団体であること

(2) 独立性が担保されていること

(3) 法人格を取得していること

(4) 目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること

(5) 各種の規程及び書類が整備され、事務局に備え付けられていること

(6) 日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益を代表する団体であること

3 理事会は、第 12 条に定める各種の連盟又は第 13 条に定める関連団体として新たに認定を希望する団体について、その適格性を厳格に審査する。

- 4 評議員会は、前項に定める理事会の審査を踏まえて各種の連盟又は関連団体としての認定を決議する。この場合、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

## 資料 1

### 報告事項

#### 1. FIFA Forward 申請手続きの件

FIFAによる加盟国協会向けの支援制度「FIFA Forward」に申請するため、同制度の契約書(書類名称: Contract of Agreed Objectives)に署名し、7月4日、FIFAに提出した。

契約締結にあたっては、FIFAの該当規則(第8条1項b)で「加盟国協会の理事会での承認、および評議員会への報告」が必要と明記されていることから、本臨時評議員会に付議するもの。

### 協議事項

#### 1. 会長選出プロセスの件

## 資料 2